

番号	項目	質問	回答
1. 支援対象の範囲について			
1-1	施策の対象となる取組①	ハイエンド品の定義である「現在量産されている最先端品」について、より詳細な定義を教えてください。	「現在」は、申請時現在を指します。 「量産されている」は、初回出荷後の状態を指します。試作品出荷のみなど、初回未出荷の状態は「量産されている」に含みません。 「最先端品」は、最新カタログに掲載されているものを指します。 尚、あくまで一般論ですが、ハイエンド品は高い性能（高耐電圧、高耐電流、高容量など）と過酷な使用環境に耐えられる信頼性を有しているものを指し、用途としては軍事、車載、医療、産業機器、基地局、鉄道が挙げられます。ハイエンド品に該当するか否か判断に迷う場合は、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課にお問い合わせ下さい。
1-2	施策の対象となる取組②	取組方針第2章第2節（2）②の記載にある「量産開始」について、より詳細な定義を教えてください。	上記1-1の「量産されている」についての回答と同様に、初回出荷後の状態を指します。
1-3	対象となる事業	どのような事業が、供給確保計画に係る認定制度の対象となりますか。	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下、「経済安全保障推進法」という。）施行令第1条第12号に規定する「コンデンサー及びる波器」の生産に必要な材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム等のうち、取組方針第3章第1節（1）に規定された先端電子部品、製造装置、部素材について、（2）に掲げる供給基盤の整備・強化を行おうとする取組に該当する事業が、対象となります。
1-4	対象となる施設・設備①	先端電子部品の生産施設の敷地内に、倉庫や食堂、テニスコートといった施設や、事務用PCや自動販売機といった設備など、先端電子部品の生産とは直接関係しない施設・設備を設置することを予定していますが、これらも支援の対象となりますか。	今回、支援対象となるのは、取組方針に規定された先端電子部品、製造装置、部素材の生産と研究開発に係る施設・設備です。生産活動等に欠かせない施設や設備については、対象として含むことができますが、生産活動等に必須とは認められない付帯施設や設備等は対象に含むことはできません。また、土地取得や土地賃借料については、原則として対象に含むことはできません。認定を申請するに当たって判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課までご相談ください。
1-5	対象となる施設・設備②	先端電子部品の生産性向上や安定供給のために導入する「生産管理システム」は、支援の対象となりますか。 また、支援対象となる先端電子部品の生産等に不可欠であれば、他製品の生産にも共用するシステムであっても対象となりますか。	取組方針第3章第1節（2）に記載している「導入する設備を稼働させるために直接的に必要なソフトウェア」については、先端電子部品の製造工程において必要なソフトウェアを指しており、その観点から必要とされる範囲において、いわゆる「生産管理システム」も対象になり得ます。 また、支援対象となる先端電子部品の生産等に直接的に必要な場合、他品目の生産等にも使用される共用のシステムであっても、対象になり得ます。
1-6	事前着手	先端電子部品の生産施設整備のために、認定取得前から発注・契約を行った場合、事前着手分についても補助金を受けることは可能ですか。	本法律に基づく先端電子部品に係る認定供給確保計画による取組への助成は、当該計画に係り認定日以降に発生（発注・契約）し、かつ、補助対象経費に該当するものが対象となります。ただし、認定からNEDOからの助成金交付決定までは一定の期間が必要となるところ、この間に発注・契約が必要となる取組がある場合には、認定申請書の5（3）に取組ごとに「当該取組については、計画認定後、助成金交付決定前であっても速やかに着手したい。」旨明記した上で申請を行ってください。 ・助成を行うNEDOの補助金のルールに従った手続き（下記 URL ご参照）が求められますので、十分ご注意ください。（※特に「IV 経理処理について」（P.41以降）をご確認ください。） https://www.nedo.go.jp/content/100944567.pdf なお、施設・設備整備に係る投資、技術開発投資ともに、認定日より前に投資公表している案件については、補助対象外となります。

番号	項目	質問	回答
2. 認定申請の方法について			
2-1	申請手続き	供給確保計画の認定を受けたい場合は、どうすればいいですか。	供給確保計画の認定申請書（様式第一）に必要な事項をご記入いただき、必要な添付書類とともに、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課に申請書類を提出してください。なお、計画申請を行う場合、提出の意志がある旨、情報産業課または素材産業課まで、必ず事前にご連絡いただくようお願いいたします。また、ご不明な点がある場合にも、情報産業課または素材産業課まで、お問い合わせください。
2-2	スケジュール	認定申請等のスケジュールはどのような予定ですか。	予算の効果的・効率的な執行のため、以下のスケジュールを予定しています。 申請をお考えの場合は、申請書提出前に必ず経済産業省に事前相談をいただくようお願いいたします。 第1回：2024年3月29日（金）～5月31日（金）【終了】 第2回：2024年6月3日（月）～6月28日（金）【終了】 第3回：2024年7月1日（月）～7月31日（水）【終了】 第4回：2025年2月3日（月）～2025年2月28日（金） 第5回以降は、第4回の認定申請の状況等に鑑み、申請期間の設定をいたします。 なお、申請の修正が必要な場合は、上記の期間内に修正を終えることが必要です。期間内に修正が終わらなかった場合には次の期間で審査等を行うこととなりますので、予めご了承ください。 ただし、期間内に申請が完了した場合でも、申請期間終了後に、経済産業省が確認する過程において、必要に応じて経済産業省側から申請内容に関して確認等を求める場合があります。 また、予算の残額がなくなった場合には、予算を前提とした供給確保計画の申請をいただいても認定できませんので、予めご了承ください。
2-3	日本語以外での書類	認定申請書は日本語以外での記載も可能ですか。また、添付書類についても日本語以外の書類で良いですか。	認定申請書は、日本語での記載をお願いいたします。 なお、添付書類が日本語以外の場合、主要項目の和訳の添付もご提出いただくよう、お願いいたします。
2-4	共同申請の場合の申請書の記載方法	2以上の事業者で共同で認定申請を行う場合に、それぞれの事業者ごとの計画を認定申請書に記載すべきですか。それとも、全体としてまとめた計画として記載すべきですか。	共同申請を行う場合には、事業者ごとに計画を記載してください。その際、認定申請書（様式第一）は、事業者ごとに計画を作成し、共同申請であることが分かるように「1 名称等」の箇所に共同申請を行う全ての事業者に関する情報を記載し、全事業者分の書類をまとめて提出するようにお願いします。 なお、同一業種に属する複数の事業者が供給確保計画を申請しようとする場合、認定に際しては公正取引委員会への意見の求め（法第29条第1項）が必要となる場合（例：有力な事業者同士による共同生産等）があります。その場合、認定の審査に時間を要する場合がございますので、申請前に経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課まで前広にご相談ください。
2-5	設備・装置の先端性	「導入する設備・装置の性能が先端的事業であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）。」については、どのような書類を提出すれば良いですか。	以下に該当する書類をご提出ください。提出に当たって判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課までご相談ください。 ・特注品であることが分かるもの ・製造機器企業の最新カタログとその該当部分
2-6	継続生産	継続生産について、いつを起算点にすれば良いですか。	認定申請書（様式第一）のうち、4.（2）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）に記載された、当該事業計画で最終的に達成すべき「生産能力」を確保する日を起算日としてカウントしてください。
2-7	取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法①	申請様式中「5 計画の実施内容（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」の金額については、どのような金額を書けば良いですか。	「取組を実施するために必要な資金」については、認定申請書（様式第一）「5 計画の実施内容（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」において、①設備投資額と②運転資金の各々の額が明示される形で記載ください。「取組に必要な資金の合計額」には、設備投資額と運転資金の合計額（①＋②）を記載ください。 なお、補足として、 ①には、土木・建設工事費、生産活動に欠かせない設備の購入費が含まれます。 ②には、①に含まれないものが全て含まれます。 ※土地取得や土地賃借料については、①に含むことはできません。 ※生産施設と関係があると認められない附帯施設や設備等は、いずれにも含むことはできません。

番号	項目	質問	回答															
2-8	取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法②	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）による金融機関からの貸付を希望する場合、どのように記入すれば良いですか。	ツーステップローンによる金融機関からの貸付を希望する場合には、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」のうち、「政府関係金融機関からの借入れ」において、支援を期待する額が分かるように明示してください。 また、認定申請書の「5 計画の実施内容」「（5） 期待する支援措置 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）」の「希望する」に○を付けてください。 なお、ツーステップローンは、必要な資金（※）が原則として50億円以上、貸付期間が5年以上、民間金融機関との協調融資を原則としています。 ※ 事業規模を指しており、指定金融機関からの融資額が50億円以上である必要はありません。 ツーステップローンの活用を検討する際には、前広に、指定金融機関にご相談ください。 （参考） 現在、経済安全保障推進法に基づく指定金融機関として、「株式会社日本政策投資銀行」（DBJ）が指定されています。 本店（東京都千代田区大手町）のほか、各支店（北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州）でも相談可能です。 日本政策投資銀行HP（本店・支店情報） https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/ 【記載例】 <table><tr><th colspan="3">（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</th></tr><tr><th>費用 取組に必要な資金の合計額</th><th>政府関係金融機関からの借入れ</th><th>民間金融機関等からの借入れ</th></tr><tr><td></td><td>100（指定金融機関：○●銀行）</td><td>20（●○銀行）</td></tr></table> （5） 期待する支援措置 実施予定の取組番号 _____ <table><tr><th>支援措置</th><th>希望する</th><th>希望しない</th></tr><tr><td>株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）</td><td>○</td><td></td></tr></table>	（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法			費用 取組に必要な資金の合計額	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ		100（指定金融機関：○●銀行）	20（●○銀行）	支援措置	希望する	希望しない	株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	○	
（4）取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法																		
費用 取組に必要な資金の合計額	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ																
	100（指定金融機関：○●銀行）	20（●○銀行）																
支援措置	希望する	希望しない																
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	○																	
2-9	取組を実施するために必要な資金の額及び調達方法③	共同申請の場合、申請様式中「5 計画の実施内容（4）「取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にどのように記入すれば良いですか。	共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。															
2-10	実施体制①	申請様式中「6 取組の実施体制」にはどのような内容を記載すれば良いですか。	安定供給確保のための取組に係る主な部署について、それぞれの部門の責任者、担当者の人数・役職・役割分担等を図などを活用して記載してください（共同申請者間の連携体制を含む。）。また、取組に関する情報を適切に管理するための体制の整備状況についても記載してください。															
2-11	実施体制②	申請様式中「6 取組の実施体制」のうち、（注4）外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響に関する状況について、何を記載すれば良いですか。	申請事業者とそのサプライヤーが、その本社等の立地する場所の法的環境等により安定供給の適切性が影響を受けないこと（例えば、技術情報の流出や、安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないこと）を確認の上、その旨を記載し、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。															
2-12	実施体制③	コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況は、何を記載すれば良いですか。	例えば以下の資料の整備状況を記載してください。また、併せて当該資料を提出してください。判断に迷うものがあれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課までご相談ください。 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表															
2-13	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保	サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画を整備しているかは、どう判断すれば良いですか。	申請事業者やサプライヤーの生産拠点、及びそれらの供給能力を踏まえた上で、特に他社製品を使用している場合には、それらに関するリスクに対応するための計画を整備しているかで判断してください。なお、リスクへの対応策等は、認定申請書（様式第一）「4 取組の内容及び目標」「（2）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）」にその詳細を記載ください。															
2-14	事業継続計画の策定	事業継続計画を策定しているかどうかは、どう判断すれば良いですか。	申請事業者が、災害などの緊急事態が発生した際に損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画として、事業継続計画（BCP）を整備しているかで判断してください。なお、添付資料として、BCPの概要に係る資料の提出を任意で求めています。															
2-15	人権尊重	取組方針第6章第2節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いですか。	責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインに基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。															
2-16	その他取組方針への適合性①	申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」において、何を記載する必要がありますか。	地域経済への貢献や雇用創出効果や、人材確保に関する取組を記載ください。															

番号	項目	質問	回答
2-17	その他取組方針への適合性②	申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」において、人材確保に関する取組を行っていることを示すためには、どうすれば良いですか。	適切に生産を行うために必要な人材・人員数の考え方についての説明を記載してください。人材確保に向けた人材育成に関する取組等を行っている場合には、その内容についての説明も、認定申請書（様式第一）の「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」「その他取組方針への適合性に関する事項（注3）」に記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
2-18	その他取組方針への適合性③	申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」において、地域経済への貢献や雇用創出効果を示すために、具体的に何を提出すれば良いですか。	提出資料の様式は特に問いません。供給確保計画を通じて、どのように地域経済に貢献するのか、雇用創出効果を上げるのか、などについて、具体的に説明してください。例えば、申請に係る供給確保計画について、安定的な供給を確保するための、工場等の立地地域における人材の雇用やパートナーシップ構築宣言への参加など、サプライチェーンを構築する企業との連携を通じた地域経済への裨益等が期待される場合には当該内容について記載してください。また、必要に応じ、記載の補足として参考資料を添付してください。なお、必要に応じて関係書類の提出を求める場合があります。
2-19	その他取組方針への適合性④	取組方針第6章第2節に規定する事項に関連して、申請様式中「7 その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項」の該当欄にはどのような記載を行えば良いでしょうか。	「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づく組織内での対策の実施など、サプライチェーン上の人権等のリスクに関して対応している内容を記載してください。 【参考】 https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf
2-20	添付資料①	申請様式中、添付資料の「3. 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類」については、具体的にどのような書類を提出すれば良いですか。	「8 取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置」にある「需給ひっ迫時の対応」「供給能力の維持又は強化のための継続投資又は研究開発」「技術流出防止措置」を証明する書類を指しており、具体的には、上記の内容を確認できる設備投資計画や誓約書などをイメージしています。
2-21	添付書類②	様式の添付書類に記載されている1～（1）から5以外に、提出すべき書類はありますか。	以下の資料の提出をお願いします。なお、下記以外につきましても、必要に応じて求める場合があります。提出に当たってご不明点があれば、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課までご相談ください。 ・キャッシュフロー計算書又はこれに準ずるもの ・格付業者の信用格付を取得している場合は取得時期とその信用格付を示す資料 ・事業者の法人形態、所有関係を示す書類（有価証券報告書等） ・コーポレートガバナンスに関する規程及び必要な体制に関する説明資料 ・国際的に受け入れられた会計基準に基づき作成・公開された財務諸表 ・必要金額の積算や計画の各年度において支援措置の対象とする内容の詳細に関する書類 - 施設の整備等に関する取組：土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図等 - 設備の導入等に関する取組： ①設備の一覧（導入年度、所要金額、設備の種類、設置場所等） ②導入する設備・装置の性能が先端的事業であること（特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの）が分かる書類 ※なお、金額の算出根拠については、NEDOによる助成金を希望する場合、設備の具体的な金額の妥当性等は、認定取得後に行っていただくNEDOへの交付申請の段階で精査されることになります。認定申請においては、競争見積（2者以上の相見積）を行うなど、NEDOの経費計上のルールを理解し、当該ルールに則った契約等を行うことを確認します。
2-22	計画認定①	供給確保計画の認定に向けて、どのように審査が行われますか。	半導体・デジタル産業戦略検討会議での検討結果や米国をはじめとした有志国・地域との電子部品分野における議論との整合性も踏まえ、取組方針等に基づく経済産業省での審査を行います。また、情報管理を徹底の上、必要に応じて外部有識者に意見聴取を行います。
2-23	計画認定②	認定された場合、計画の内容は公表されますか。	認定供給確保計画の概要（事業者名、助成額、取組内容（取組の種類や対象品目）等）をHPにて公表することを予定しています。なお、企業秘密に該当する情報や取組の詳細内容等は公表いたしません。
2-24	認定後の報告①	事業計画の進捗について報告が必要ですか。	認定を受けた場合、経済安保法第12条の規定に基づき、毎年度の定期報告が必要です。 尚、取組方針に規定する技術流出防止措置のうち「（エ）技術移転等」については、「他者又は他国に係る行為」に掲げる行為の有無及び概要についてご報告ください。
2-25	認定後の報告②	進捗を報告しない場合や、取組を実施出来ない場合はどうなりますか。	申請書に記載された取組が実施されていないと認められる場合は、経済安保法第11条の規定に基づいて認定取消、更に安定供給確保支援基金事業費助成金交付規程第17条第1項第9号の規定に基づいて補助金返還を求める場合があります。

番号	項目	質問	回答
2-26	認定後の希望支援措置の追加	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更することを条件に、各支援措置の適用についてご相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。
2-27	変更認定と軽微な変更	計画の変更をしたいときに、事前に変更認定申請が必要な場合と、軽微な変更として事後的な届出で良い場合と、どのようなケースがどちらに当てはまるのか、具体的に知りたいです。	具体的なケースについては、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課又は製造産業局 素材産業課まで御相談ください。 なお、以下のようなケースを例示として御確認ください。 ①事前に変更認定申請が必要な場合 ・認定安定供給確保計画を実施するために必要な資金額および助成金額を増額又は減額する場合 ・認定供給確保計画について、生産する特定重要物資等の種類の変更や性能のダウングレード、生産開始時期の後ろ倒し、継続生産期間の短縮、生産能力の縮小等の取組内容の変更が生じる場合 ②軽微な変更として事後的な届出で良い場合 ・認定供給確保事業者の名称・住所等、供給確保計画の取組に直接関係しない記載内容を変更する場合 ・認定供給確保計画の実施期間を6月以内の範囲で変更する場合（※） ・認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減を伴うもの（助成金の額の変更を除く。） （※）ただし、実施期間の変更により、継続生産等の要件を満たさなくなる場合には軽微な修正には当たりませんので、ご注意ください。

3. 支援措置の条件・対象について			
3-1	補助率	補助率は何割ですか。	原則として、1/3を上限として支援を行います。
3-2	上限額について	一事業に対する助成の上限額はありますか。	上限を設けてはおりませんが、事業の妥当性・適格性・必要性・実現可能性等を勘案し、補助率の範囲内で助成額を決定します。
3-3	共同申請の場合の助成の適用	共同申請を行う場合、共同申請者も助成を受けることができますか。	計画に記載された生産施設の整備を行う共同申請者であれば、助成を受けることが可能です。 ただし、代表申請者と共同申請者で、生産施設の整備について、重複する内容に必要な資金に係る助成を受け取ることはできません。代表申請者と共同申請者の役割分担については、明確に分かるように記載ください。
3-4	事業規模	事業規模について、「事業規模100億円以上」という記載がありますが、「事業規模」とは何を指しますか。	「事業規模」は、当該事業に対する設備投資額を指します。
3-5	支援措置の併用について	ツーステップローンとNEDOによる助成金と併用はできますか。	併用可能です。
3-6	追加支援措置	認定後に支援措置を追加で希望することは可能ですか。可能な場合には、どのような手続きが必要ですか。	追加で支援措置を希望する旨について、認定供給確保計画を変更（※）することを条件に、各支援措置の適用について御相談いただくことは可能です。ただし、希望される支援措置の適用を実際に受けられるかどうかについては、各支援措置の執行機関において適用基準を満たしているか等により判断されることになります。なお、助成金については基金の残額に配慮した上で判断されることになります。 ※変更に必要な手続きは、「変更認定と軽微な変更」の欄をご参照ください。なお、事前に変更認定申請が必要な場合に該当する場合は、各支援措置の適用について御相談いただく前に、変更認定を受ける必要があります。
3-7	需給ひっ迫時の対応①	取組方針における「先端電子部品及び部素材等の需給がひっ迫した場合における増産」との記載について、需給がひっ迫した有事の際に備えて、生産余力を確保しておくことを要求されますか。	先端電子部品及び部素材等の生産等能力については、申請いただいた計画に基づいて10年間の継続生産等を担保いただく必要がありますが、需給ひっ迫時の対応として、生産余力の確保を義務付けるものではありません。その上で、有事においては、関係事業者の事情を踏まえつつ、政府から増産等への協力依頼を行う場合が想定され、ひっ迫時における必要な協力をお願いするものです。
3-8	需給ひっ迫時の対応②	先端電子部品及び部素材等の需給ひっ迫時に、備蓄の全部又は一部放出の協力等を行う事態になったとき、政府からの援助は行われますか。	先端電子及び部素材等の需給がひっ迫した場合における増産及び備蓄の全部又は一部放出の協力等、先端電子部品及び部素材等の国内における安定的な供給に資する措置については、少なくとも安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成金の交付対象ではありません。 なお、供給確保計画の認定に当たっては、第3章第6節（1）又は（2）のような措置が見込まれると認められる計画に対して、同章第1節（2）のような取組を支援対象と想定しております。

番号	項目	質問	回答
3-9	技術流出防止措置①	コア技術のより詳細な定義を教えてください。	「生産に有用かつ中核的な技術」は、計画の認定対象である先端電子部品を生産する際に必ず使用され、かつ性能を決定する重要な技術を指します。 「当該取組の成果である技術」は、当該取組が研究開発であった場合に、当該取組によって開発される技術を指します。 「公然と知られていないもの」は、特許出願の公開、論文発表などの方法によって公の場に発表されておらず、かつ申請者を含む限られた関係者しか知らないものを指します。
3-10	技術流出防止措置②	具体的にどのような技術を記載すれば良いか教えてください。	コア技術については、個々の部品の性能や製造方法に差があるため、申請者にてコア技術の定義に沿った技術を具体的に記載下さい。 （記載例：MLCC）ペーストの材料配合 コア技術の妥当性について、判断に迷う場合は、経済産業省 商務情報政策局 情報産業課、または製造産業局 素材産業課にお問い合わせ下さい。
3-11	技術流出防止措置③	コア技術の実現に直接寄与する技術とは、具体的にどのような技術でしょうか？	「コア技術の実現に直接寄与する技術」は、その技術を知ることによってコア技術が漏洩する可能性がある技術を指します。例えば、コア技術の開発手順や、製造に必須となる製造装置のパラメータ設定、サンプルの試験方法や計測法、原材料の配合などのノウハウが該当します。
3-13	技術流出防止措置④	技術流出防止措置を実施するものは認定事業者が対象という理解ですが、申請者のみ該当ですか。	技術流出防止措置を実施する者は申請者だけでなく、コア技術を供与されるグループ会社も対象に含みます。 措置（ア）～（ウ）について、グループ会社を対象として考えた場合、具体的には以下内容となります。 （ア）グループ会社内のコア技術等にアクセス可能な従業員を制限し、管理体制や規程の整備を講じること。 （イ）グループ会社内において（ア）に規定する従業員からの技術流出措置を講じるとともに、守秘義務の誓約を得ること。また、退職後の競業避止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組を行うこと。 （ウ）グループ会社ではなく、グループ会社の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該取引先と秘密保持契約を締結すること。また、当該取引先に対しても、（ア）及び（イ）に相当する内容の措置を講じることを求め、取引先からのコア技術等の流出を防止するために必要な措置を講じること。 なお、コア技術を供与されるグループ会社が存在する場合、添付資料３「取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を行う見込みがあることを示す書類」に、申請者の措置の他、グループ会社の措置についても記載下さい。